

フランスにおける2004年宗教的標章着用禁止法制定以降の 移民政策と宗教的自由

橋本 一 雄

Immigration Policy and Religious Freedom since the enactment of the 2004 French Law Banning Religious Symbols in Public Schools

Kazuo Hashimoto

(2019年11月27日受理)

1 はじめに

1.1-2004年宗教的標章着用禁止法の制定

政教分離を意味するライシテ (laïcité) の原則を憲法典に掲げるフランスでは、公立学校でスカーフ等の着用を禁止する2004年宗教的標章着用禁止法¹ (以下、2004年法という。) が制定され、今日に至っている。「自由、平等、博愛」の精神を掲げるフランス共和国の理念の下で、第三共和制期以前から多くの移民を受け入れてきたフランスの移民政策に転機が訪れたのは、石油危機によって国内失業率が上昇した1974年のことである。当時の大統領であったジスカール・デスタン (Giscard d'Estaing) が労働需要を確保するために移民の新規受入れを停止した一方²、すでにフランスに滞在している移民の家族の合流は認められたため、それまで単身者の割合が高かった移民の家族の呼び寄せが始まった。この家族の呼び寄せによって移民の定住化は顕著なものとなり³、以降、フランスでは移民との共生をめぐる課題が顕在化ようになる。公立学校におけるイスラム教徒のスカーフ着用問題 (以下、イスラム・スカーフ問題という。) は、第三共和制期以降のライシテの原則の下で、宗教的マイノリティであるイスラム系移民の宗教的自由をいかに保障することができるのかという、移民との多文化共生をめぐる最たる問題の1つであった。

イスラム・スカーフ問題は、1989年10月にパリ郊外の北部に位置するオワーズ (Oise) 県クレイユ (Creil) 市にある公立のコレージュ (collège)⁴で起こった事件に端を発する。イスラム教徒である3人のモロッコ出身移民の女子生徒がスカーフを着用して学校に登校したことが公教育のライシテの原則に反するとして停学処分が下

された事件である⁵。

1989年にこの事件がメディアにより大々的に報じられて以降、イスラム教徒側からは、同様の理由にもとづいて下された停学・退学処分に対し、その適法性をめぐる行政訴訟が相次いで提起されるようになる。2004年法の制定に至るまで同種の訴訟が提起され続けた背景には、行政最高裁判所であるconseil d'État⁶が示してきた判断が宗教的標章の着用禁止を厳格化する方針を示しつつも、当該着用が許されるか否かの判断を各学校に委ねてきたという背景がある⁷。

もともと、1990年代のconseil d'État判決は、公立学校において一定の要件の下でスカーフの着用を認め、生徒の宗教的自由を尊重する判断を示したことで、この時期、イスラム・スカーフ問題はひとたび鎮静化していた⁸。この問題が再燃するのは2003年のことであり、当時の内務大臣であったニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) がフランス最大規模のイスラム団体であるイスラム組織連合 (UOIF : Union des organisations islamiques de France) の大会において身分証明写真を撮影する際にはスカーフを脱ぐことを義務づけるとの発言をしたことに端を発する⁹。2001年のアメリカ同時多発テロ事件以降、フランス国内でのイスラム教徒への警戒によるイスラムフォビア (Islamphobie) の高まりもあり、以降、スカーフの着用禁止の法制化に向けた大論争を巻き起こすこととなった¹⁰。

政府の下に設置された検討委員会 (委員長を務めたベルナル・スタジ (Bernard Stati) の名を冠してスタジ委員会と呼ばれる) はライシテをめぐる審議の結論としてスカーフの着用禁止を法制化する報告書 (スタジ報告書) を提出し¹¹、このスタジ報告書を骨子として2004年法案が策定され、2004年1月28日

に政府提出法案として国民議会（下院）に提出された。当初、政府提出の法案が、宗教的標章の「これ見よがし（ostensiblement）」¹²な着用を禁止するものであることについて、与党議員よりスタジ報告書の提案にしたがって政治的・宗教的な所属を「明確にする（manifestant）」標章の着用を禁止するよう、より包括的な禁止規定とする修正意見が出されたものの、政府は憲法及びヨーロッパ人権条約（Convention européenne des droits de l'homme）との適合性の観点からこれを拒否している¹³。他方で、野党側からの法案の名称及び懲戒の手続きに先立ち生徒との対話を行うこと等を規定する修正提案を受け入れた結果、同法案は同年2月10日に可決され¹⁴、その後、元老院（上院）での審議に付された後、3月3日に可決・成立した。両院で圧倒的多数の賛成を得た結果、この法律は憲法院（Conseil Constitutionnel）への合憲性審査に付されることなく、3月15日に大統領審署を受け、2004年3月15日の宗教的標章着用禁止法（第2004-228号）として公布され、2004年9月の新学期から適用されることとなった。

2004年法は、教育法典（Code de l'éducation）の第L.141-5条の次に「公立の学校、コレッジ及びリセにおいて、生徒がこれ見よがしとなるように自己の宗教への所属を表明する標章を着用することを禁止する」とする条項（第L.141-5-1条）を追加する法律である。この条項の新設によって、フランスの公立学校においてはスカーフ等の宗教的標章の着用が禁止され、今日に至っている。

1.2-問題の所在

上記の2004年法に対しては、宗教的マイノリティの宗教的自由を抑圧するものとして憲法学や国際人権法上の観点からの厳しい非難が寄せられてきた¹⁵。2004年法はフランスの当時の違憲審査制度の特質から合憲性審査に付されておらず、また、法案作成段階においてヨーロッパ人権条約との適合性も確認されていたことに加え¹⁶、当時、トルコのスカーフの着用問題について下されたヨーロッパ人権裁判所（CEDH：Cour européenne des droits de l'homme）の判決¹⁷が各国の伝統に照らしたライシテの解釈を尊重する姿勢を示したこと等から、国内外からの批判がある一方で、2000年代後半には2004年法に関する理論研究は停滞した¹⁸。

この問題が再び議論の俎上にあがったのはサルコジ政権で推し進められた選択的移民政策と2010年のブルカ禁止法が制定された折である。以降、サルコジ政権における移民政策に抗うように、イスラム系移民が自らの宗教的自由の実践を求めて独自の私立学校の設置・運営を進めてきたことも契機となり、フランス社会におけるイスラム系移民の「統合」と「分離」の側面は、今日、な

お一層顕在化しつつあるように見受けられる¹⁹。

本稿では、2004年法の施行以降、とりわけ、公共空間において顔を隠す衣服の着用を禁じた2010年ブルカ禁止法制定以降のフランスにおける宗教的自由とライシテをめぐる状況について考察する。

1.3-本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。

次章である2では、フランスにおける2004年法の法的正統性をめぐる論点について検討する。後述するように、議会優位の権力分立制を伝統としてきたフランスでは、法律の合憲性を問う手段は限定的であり、2004年法もこうした憲法訴訟の制度的特質から合憲性審査には付されていない。しかしながら、国際人権保障の潮流の中で、フランスにおいても、1970年代以降の違憲立法審査機関である憲法院の活性化や2000年代の憲法改正によって、法律を事後的に合憲性審査に付す方が確立されるようになった。ここでは、2004年法の合憲性及びヨーロッパ人権条約との適合性をめぐる論点について検討する。

3では、2004年法をめぐる議論が再燃することとなった2010年ブルカ禁止法をめぐる憲法院及びヨーロッパ人権裁判所の判断について検討する。フランスの国内裁判所の判決は、1990年代以降、ヨーロッパ人権裁判所の判例の影響を受けており、2010年ブルカ禁止法についてもこの傾向は同様である。ここでは、2010年ブルカ禁止法のヨーロッパ人権条約との適合性を認めたヨーロッパ人権裁判所の判断とともに、同法を合憲と判断した際に憲法院が採用した新たな「公序（ordre public）」の概念について考察する。

そして、4では、2004年法の制定以降に問題となった、私立保育施設職員のスカーフ着用問題が争われたBaby Loup事件における破棄院（Cour de Cassation）の判断を概説した後、5では、2010年以降、増設の傾向が顕著となったフランスのイスラム学校の現況を紹介し、2004年法制定以降のフランスにおける移民政策と宗教的自由をめぐる状況を概括することとしたい。

2-2004年法以降の宗教的マイノリティの宗教的自由をめぐる法的判断

2.1-フランスにおける違憲立法審査制度の改正

前述のとおり、2004年法は議会における圧倒的多数の支持を得て成立したことで違憲立法審査機関である憲法院による合憲性審査には付されず施行されるに至った²⁰。三権分立の中でも議会の優位（法律中心主義：légicentrisme）を伝統としてきたフランスにおいて、法律の有効性を争うには2つの方法があり、1つはこの

違憲立法審査機関である憲法院に提訴する方法である。1958年の第五共和制憲法の下で、フランスの憲政史上初めての違憲立法審査機関として設置された憲法院²¹への提訴権者は、1974年10月29日の法律²²にもとづく憲法改正（第61条第2項の改正）により、それまでの大統領、首相及び国会の両院議長とともに、両院、すなわち下院である国民議会（Assemblée nationale）又は上院たる元老院（Sénat）のいずれかの院において議員60人が賛同した場合にも合憲性審査の提訴権者となりうることとなった²³。この点で、議会において多数の賛成を得ていた2004年法は、国会議員による提訴もなされなかった結果、憲法院での合憲性審査には付されることなく施行されたのである。これは、2004年法の施行段階において、憲法院による違憲審査制度が所定の請求権者からの請求にもとづいて、大統領の審署の前に行われるものと限定されていたためである。しかしながら、2008年7月23日の憲法改正によって憲法には第61条の1条項が新設され²⁴、これによって違憲審査制度として新たに QPC（合憲性の優先問題：Question Prioritaire de constitutionnalité）と呼ばれる事後審査制度が導入された²⁵。

当該憲法改正は、係争中の裁判において問題となる法律が憲法で保障された権利を侵害していると原告が主張する場合、 CONSEIL D'ÉTAT（Conseil d'État）又は破棄院（Cour de Cassation）からの移送にもとづいて、憲法院が当該問題の申し立てを受けることを定めたものであり（憲法第61条の1）²⁶、国民が直接かつ事後的に合憲性審査を請求できることを定めた憲法改正である²⁷。この憲法改正の適用に関する組織法律²⁸が施行された2010年3月1日以降は、具体的な争訟の過程で CONSEIL D'ÉTAT 又は破棄院から移送を受けた場合、事後的に、憲法院において法律の合憲性審査を行うことが手続き上可能となった。

しかしながら、本稿執筆段階において2004年法自体の合憲性に関する憲法院の直接の判断は示されていない。その背景には2010年10月にフランスで成立した公共空間において顔を衣類によって隠すことを禁じる法律²⁹（以下、2010年ブルカ禁止法という。）に関して、憲法院が合憲とする判断を下した判例の法理がある³⁰。この法律は公共空間において覆面となる衣服を着用することを禁止する法律であり、憲法院の同法に対する合憲判断に加え、ヨーロッパ人権裁判所も2010年ブルカ禁止法のヨーロッパ人権条約との適合性を承認したことから、2004年法の合憲性を争う道も狭められたという背景である。

2.2-2004年法のヨーロッパ人権条約との適合性

一方で、2004年法の法的正統性を争う2つめの手段

として、ヨーロッパ人権条約との適合性の審査を求めて、ヨーロッパ人権裁判所に提訴するという方法がある。ただし、憲法学者の小泉洋一氏によれば、ヨーロッパ人権条約（以下、本章において人権条約という。）との適合性に関しても、同時期に問題となったトルコの国立大学におけるスカーフの着用問題に関するヨーロッパ人権裁判所の判断が下されていることから、適合性が否認される可能性は極めて低いと指摘されている³¹。この事件は、トルコの国立イスタンブール大学に通う女子学生がスカーフを着用して講義に出席していたところ、1998年2月23日に同大学が学長名でスカーフを着用した学生の講義への出席を禁ずる通達を发出し、引き続き講義に出席していた女子学生に対し1999年5月26日付で停学処分を下した事件である³²。

原告女性は処分の取消を求めて行政訴訟を提起したものの、行政最高裁判所である国家評議会（Danıştay）³³は2000年9月28日に原告の訴えを棄却したため、本件処分の人権条約適合性の審査を求めてヨーロッパ人権裁判所に提訴した。同裁判所（第4小法廷）は、2004年6月29日に本件処分の条約適合性を認め原告の請求を棄却したものの、原告の請求にもとづいて引き続き大法廷での審理に付されることとなった³⁴。これを受けた2005年11月10日の大法廷判決でも本件処分の条約適合性は認められ、原告の訴えは棄却されている。

そのうえで、小泉氏は、フランスの憲法院が取り扱った2004年のヨーロッパ憲法条約の合憲性の審査に際して、上記のトルコのスカーフ問題に関する判断を下したヨーロッパ人権裁判所の両判決が参照されていることの意義を指摘する³⁵。すなわち、憲法院は、ヨーロッパ憲法条約の合憲性を認めた2004年11月19日の判決³⁶において次のように判示している。「（1989年3月7日のトルコ憲法裁判所の判断は）民主的諸価値を保障するライシテが自由と平等の接合点であると考えた。この原則は、ある特定の宗教又は信仰に対し偏愛を示すことを国に禁止することで国を公平な審判者の役割に導き、国民の宗教的自由及び良心の自由を保障するものである。この原則は国の恣意的な介入（ingérences arbitraires de l'État）のみならず、過激集団から発せられる外的な圧力に対しても個人を保護することを目的とする。同裁判所によれば、宗教を表明する自由はこれらの原則及び価値を保持する目的で制限される」³⁷（判決文 § 113）とする判断である。

このフランス憲法院の判決は、前述した2004年6月29日のヨーロッパ人権裁判所（第4小法廷）の判決がトルコにおける文脈でライシテの原則が解釈されるべきことを「憲法的伝統」あるいは「国内の伝統」とした点に着目して参照したものであり、宗教的自由の原則が

条約締結国の歴史的文脈に即してライシテの原則と調整されなければならないとの判断を示したものである。コンセイユ・デタ調査官であったクリスティーヌ・モギュエ (Christine Maugué) は、この憲法院判決によって2004年法の合憲性及び人権条約適合性が確認されたとの見解を示している³⁸。

2.3-コンセイユ・デタ及び憲法院における2004年法の法的正統性をめぐる判断

2.3.1-2004年法の人権条約適合性に関するコンセイユ・デタの判断

2004年法の制定以降、同法の適用をめぐる訴訟の争点は生徒のスカーフ等の着用が法律に規定された「これ見よがし (ostensible)」といえるかどうかという点へと推移しており、この点、トゥールモンドによれば、コンセイユ・デタはそれまでの「周囲への影響」を考慮する枠組みから、客観的な着用の状況に着目して、生徒にとってより制限的な判断を示すようになったと指摘されている³⁹。また、2004年法の施行にあたって発出された国民教育大臣通達⁴⁰の人権条約第9条との適合性の審査を求めた訴訟において、コンセイユ・デタは、2004年10月8日の判決で2004年法の人権条約適合性を承認しており、原告の訴えを棄却する判断を下している⁴¹。したがって、憲法改正によって新設されたQPC制度の下でも、行政訴訟においてコンセイユ・デタが2004年法自体の合憲性を問うべく憲法院に事件を移送する可能性は極めて乏しいものといわざるを得ない。

2.3.2-2004年11月19日の憲法院判決

加えて、憲法院は、ヨーロッパ憲法条約の憲法適合性を認めた2004年11月19日の判決で前述のレイラ・シャヒン判決を参照し、次のように判示している⁴²。すなわち、ヨーロッパ憲法条約II-70条が人権条約第9条と「同じ意味と範囲 (le même sens et la même portée)」を意味するものであり、(2004年6月29日のヨーロッパ人権裁判所第4小法廷の判決を引用する形で) 人権条約第9条はヨーロッパ人権裁判所において「加盟国の憲法的伝統 (tradition constitutionnelle) に調和するように絶えず適用されてきた。同様に、人権裁判所は各国の多くの憲法的伝統により承認されたライシテの原則の価値を法的に確認するとともに、礼拝の自由とライシテの原則とを調整するため、国内の伝統を考慮して (compte tenu de leurs traditions nationales) もっとも適切な措置を決定することについて、国に評価の大きな余地を残した」(判決文 § 18)⁴³ (下線は筆者による) との判断である⁴⁴。

ヨーロッパ憲法条約の憲法適合性を審査したこの2004年11月19日の憲法院判決は、同時に2004年法の合憲性と人権条約適合性を認めたというだけでなく、以

降の宗教的自由をめぐるフランスの国内政策に法的な正統性を与えるものとなった。その最たる例が以下に述べる2010年ブルカ禁止法をめぐる議論であった。

3-2010年ブルカ禁止法とその法的正統性をめぐる判断

3.1-2004年法の施行から2010年ブルカ禁止法が提起されるまでの背景

2004年法施行後の2005年10月27日には、パリ郊外のクリシー・ス・ボワ (Clichy-sous-Bois) で警察官が北アフリカ出身の若者3人を追跡した結果、若者が逃げ込んだ変電所で2人が感電死し、1人が重傷を負うという事件が起こった。この騒動を契機として若者の警察官に対する投石や車両への放火などの暴動へと発展し、各地へと飛び火する騒動となった (以下、2005年暴動という)⁴⁵。

2005年暴動の直後から移民政策においても移民に対しての規制が強化される。まず、2006年7月24日には選択的な移民受入制度を定める法律 (以下、2006年移民法という)⁴⁶が制定された。この法律は、高度な技能や能力を有する移民を積極的に受け入れるもので、ビザの発給にあたり「能力と才能 (compétences et talents)」という区分が新設され、更新可能な3年間のビザが発給されるなどの高技能人材の受入方針が示されることとなる。社会学者の野村佳世氏によれば、こうした高技能な移民の受入は、すでに1990年代から同様の受入を推進してきていたアメリカやイギリス、ドイツなどの高技能人材の「争奪合戦」としての側面を有していた⁴⁷。

一方で、同法では、一時滞在者や居住者に対して「受入・統合契約 (CAI: Contrat d'accueil et d'intégration)」の締結が義務づけられ、フランスの制度や共和国の価値に関する教育に加え、必要に応じてフランス語教育の受講が課せられることとなった。しかしながら、当該「受入・統合契約」の締結は「能力と才能」ビザの対象者等には要求されず、「フランスに経済的利益をもたらさない」滞在希望者に対してのみ価値や規範の共有を求めるという点で、同法は「選別移民法」などと称されている⁴⁸。

加えて、2007年11月20日には人の移動及び統合、庇護に関する法律 (法案提出時の移民・統合・国家アイデンティティ及び共同発展大臣であるブリス・オルトフー (Brice Hortefeux) の名を冠してオルトフー法と呼ばれる。以下、オルトフー法という)⁴⁹が制定され、フランスに滞在する移民の家族の呼び寄せに際して2006年移民法で規定された「受入・統合契約」の徹底が図られるなど⁵⁰、移民受入の厳格化が進められた。オルトフー

法は、内務大臣時代から移民に対してフランス社会への「統合」を強く求めてきたサルコジが2007年5月に大統領に就任して以降、制定が推し進められてきた法律であり、2006年移民法を補完し、徹底する法律としての意義を有するものと評されている⁵¹。

3.2-2010年ブルカ禁止法の概要

サルコジ政権の選択的移民政策の推進の下で、2009年6月にはフランスの領土内におけるフルフェイスのヴェール (voile intégral) の着用状況に関する調査を行うことが国民議会 (下院) において決定され、その結果として組織された国民議会調査団の報告書 (2010年1月26日付) にもとづいて制定されたのが2010年ブルカ禁止法であった (図1参照)⁵²。

2010年ブルカ禁止法は、以下のように、公共空間において顔を隠すことを禁じている⁵⁴。

-----2010年10月11日の公共空間において顔を隠すことを禁止する法律⁵⁵-----

第1条 何人も、公共空間において、顔を隠すことを目的とした衣服を身に着けてはならない。

第2条 第1条にいう公共空間とは、公道並びに公衆に開かれた場所及び公役務のために供された場所である。

- 2 顔を隠すための衣服の着用が法令によって認められるか許可されている場合、あるいは、健康又は職業上の理由から正当化される場合に加え、スポーツや祭典、芸術的又は伝統的な行事の一環である場合には第1条は適用されない。

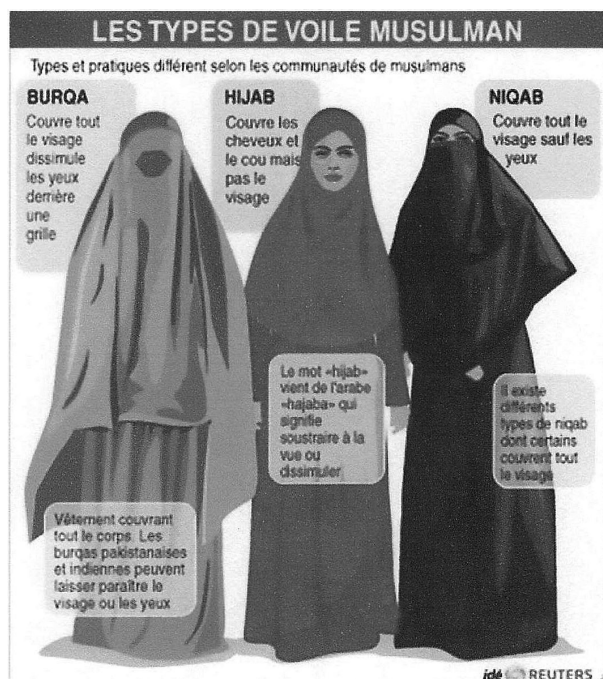


図1 国民議会調査団の報告書におけるブルカ及びニカブとヒジャブの図説⁵³

第3条 第1条に違反した者は、第2級違警罪に適用される罰金に処する。

- 2 前項の罰金と併せて又はこれに代えて、刑法典第131-16条第8号の市民資格研修を行う義務を課することができる。

すなわち、第1条において公共空間において顔を隠すための衣服の着用を禁止されることから、フランスの人権保障規範である憲法ブロック (bloc de constitutionnalité)⁵⁶で保障された基本的人権を侵害するのではないかという問題が提起される。

この法案は、2010年7月13日に国民議会において、同年9月14日には元老院においていずれも圧倒的多数の賛成によって可決・成立した⁵⁷。ただし、この法律の大統領による審署がなされたのは同年10月11日であり、同法は2010年10月11日の法律として翌日付の官報に掲載されている⁵⁸。前述のとおり、元老院において法案が可決・成立した後、大統領審署までに1か月近くの日数を要したのは、法案成立後に両院議長があらかじめ憲法院に対して合憲性審査を求めたためであり、それは2008年の憲法改正によって新設されたQPCにもとづく事後的な合憲性審査の請求を想定してのことであった⁵⁹。

3.3-2010年ブルカ禁止法の合憲性に関する憲法院の判断

両院議長からの請求を受けて、憲法院は、2010年10月7日に次のように2010年ブルカ禁止法を一部の留保付きで合憲とする判決を下した⁶⁰。同法の合憲性審査に係る論点は、第1条に規定された公共空間において顔を隠す衣服の着用禁止が基本的人権を侵害するものといえるか否かであり、ここで問題とされたのが、人権制約の根拠となりうる「公序 (ordre public)」という概念である⁶¹。政府は、2010年ブルカ禁止法の法案立案に際して、あらかじめ CONSEIL D'ÉTAT (コNSEイユ・デタ) に論点の諮問を行い、これを受けた CONSEIL D'ÉTAT は、2010年3月25日付でこの論点を含む法案の問題点に対しての見解を示した報告書を提出している⁶²。当該 CONSEIL D'ÉTAT の報告書では、フルフェイスのヴェールの着用を禁止することは、宗教的な意見表明の自由等と衝突するものであり、公役務の要請にもとづいて本人の確認が必要となる場合等を除いて、無条件にフルフェイスのヴェールの着用を禁止することを正当化することはできないとの見解が示されていた⁶³。

この点、憲法学者の中島宏氏は、当該 CONSEIL D'ÉTAT の報告書において人権制約の根拠となる新たな公序概念が示された点に着目する⁶⁴。すなわち、従来は「安全・平穩・公衆衛生」という、有形で、具体的な基本概

念によって公序の概念が構成されていたのに対し、当該 CONSEIL・デタの報告書では社会生活において相互に要請される「最小限の基礎 (socle minimal)」⁶⁵という、無形で抽象的な新たな公序概念が示されているという指摘である⁶⁶。

具体的には、そのように公序概念が位置づけられる場合、他者との共生が求められる社会においては、社会生活を送る中で自らの識別を妨げる目的で顔を隠し、社会への帰属を否定することは許されないことになる⁶⁷。逆に、そのように公序概念を定義しない限り、顔を覆うフルフェイスのヴェールの着用を禁止する法律が違憲となる可能性があることを CONSEIL・デタは指摘したのである⁶⁸。

そして、2010年ブルカ禁止法の合憲性審査に関する憲法院の判決では、参照すべき条文として、フランスにおける人権保障規範としての憲法ブロックのうち、1789年の人及び市民の権利宣言⁶⁹の条文のうち第4条、第5条及び第10条の3つの条文が列挙されている (Considérant.3)。憲法院は、公共空間において顔を隠すという慣行が「公共安全 (sécurité publique)」にとって危険となることがあり、社会生活における最小限の要求を無視するものであると指摘し、「自発的であるか否かを問わず (volontairement ou non)」、顔を隠す女性が排除された低い地位に置かれていることは自由と平等を定めた憲法原則に明らかに反するものであり (Considérant.4)、同法の条文が公序の維持と憲法上の権利の保障との調和を目的としていること等を理由として2010年ブルカ禁止法を合憲と判断した (Considérant.5)⁷⁰。

憲法学者のベーランド・マテュー (Bertrand Mathieu) は、当該憲法院判決は前述の CONSEIL・デタが示した新しい公序概念を承認したものだとして指摘する⁷¹。すなわち、CONSEIL・デタの報告書で示されていた抽象的な新たな公序概念を憲法院が容認したことは、他者との共生が求められる社会生活において自らの宗教的意思の表明が法律によって妨げられる場合があることを認めたわけであり、この点は2004年法の合憲性の解釈と関係する憲法院の重要な判断といえる⁷²。憲法院が2010年ブルカ禁止法に合憲判決を下したことにより、同法は2010年10月11日に大統領審署がなされ、同日付の法律として公布された後、2011年4月11日から施行されることとなった。

3.4-2010年ブルカ禁止法のヨーロッパ人権条約適合性

憲法院で合憲の判断が下された2010年ブルカ禁止法は、ヨーロッパ人権条約⁷³ (以下、本節では条約という。) との適合性をめぐりヨーロッパ人権裁判所に提訴され、同裁判所の大法廷は2014年7月1日付で同法

は条約に違反するものではないとする判決を下している⁷⁴。本件の判決で参照されている条文は、条約第8条 (私生活および家族生活の尊重)、第9条 (思想、良心および宗教の自由)、第10条 (表現の自由) 及び第14条 (差別の禁止) であり、判決は、まず2010年ブルカ禁止法が条約第8条と第9条に定められた正当な権利の制約根拠に該当するかどうかという点について判断している。条約第8条及び第9条では「公共安全」や「他の者の権利および自由の保護」のために法律にもとづく「介入」が認められる場合がある旨を規定しており、2010年ブルカ禁止法の目的がこの人権制約が正当化される根拠に該当するか否かが検討された (判決文 § 110)。この点、判決は2010年ブルカ禁止法の目的自体は条約に定められた人権制約が正当化される根拠の1つである「公共安全」事項には該当するものの (同 § 115)⁷⁵、フルフェイスのヴェールの着用が公共安全を害するほどの脅威となっているかどうかについてフランス政府は十分な立証を行っていないとして、条約第8条及び第9条の「公共安全」のために必要な人権の制約とまでは認められないと判断した (同 § 139)。そのうえで、フランス政府も同法の目的として重視してきた「社会生活における最小限の要請 (exigences minimales de la vie en société)」= 「共生 (vivre ensemble)」の条件こそが正当な目的として認められるものであり、共生の条件を確保する措置である場合に限り、2010年法の目的は正当化されるとの判断を示した (同 § 140-142)⁷⁶。

そして、2010年ブルカ禁止法の規定は特定の宗教を規制の対象としたものではないこと (同 § 151)、フルフェイスのヴェールの着用はフランス社会における「共生」の様式に反するものであるとしたフランス政府の主張等を採用し (同 § 153)、2010年ブルカ禁止法による人権の制約が「他の者の権利および自由の保護」のための規制に該当すると判断されることから、条約第8条及び第9条に反するものではないと判断した (同 § 157-159)。このような判断にもとづいて、同法のヨーロッパ人権条約との適合性が承認されたのである。

4 - Baby Loup 事件をめぐる破棄院の判断

2004年法制定以降の宗教的自由をめぐる司法判断として注目を浴びたのが Baby Loup 事件である⁷⁷。2008年に事件が発生して以降、確定判決となった2014年6月25日の破棄院大法廷判決⁷⁸に至るまで、足かけ6年にわたる裁判で争われたこの事件は、Baby Loup という私立保育施設のイスラム教徒である女性職員が宗教的標章としてスカーフを着用したことを理由として下さ

れた解雇処分の有効性が争われた事件である⁷⁹。原告女性が勤務していた私立保育施設では、服務規定において、1990年の設立当初から政治的・宗教的な中立性を尊重・擁護する義務を負う旨が規定されていた。しかし、2003年7月15日付で、当該服務規定が「職員各自の良心及び宗教上の自由は、ライセンス並びに中立性の原則に反してはならない」とライセンスの語を含むより強い表現へと改正された結果、2008年12月9日に原告女性が復職した際に着用していたスカーフを脱ぐように命じられ、これを拒否したため停職処分となり、その後解雇された。そこで、原告の女性は解雇処分の取消と損害賠償を求めて提訴したのである⁸⁰。

この事件をめぐる裁判がメディアでもひと際注目されたのが、破棄院が本件に対し原告の解雇を無効とする判断を下した2013年3月19日の判決⁸¹である。当該破棄院（社会部）の判決では、原告が私立保育施設の被雇用者であり、したがって公役務（service public）に携わる者とはいえないことから、憲法第1条で規定されたライセンスの原則は適用されないこと、また、当該服務規定の適用範囲も「一般的かつ不明確」であり、本件の解雇が差別的であること等を理由として原判決（ヴェルサイユ控訴院2011年10月27日判決）を破棄して解雇処分を無効とし、本件をパリ控訴院（Cour d'appel de Paris）へと移送した⁸²。

しかし、移送を受けたパリ控訴院は、2013年11月27日に本件の解雇処分を適法とする判決を下している⁸³。その論拠は、補助金の交付を受けて運営される Baby Loup には中立性と公益性が求められるという見解に依拠している。つまり、1989年子どもの権利条約等において乳幼児にも保障される思想・良心及び宗教的自由を尊重するためには、当該施設の職員にも中立性の原則の尊重が求められること等を理由として解雇処分を適法と判断したのである。

パリ控訴院は、当該服務規定の適用範囲について、敷地内における乳幼児の活動や敷地外への引率といったものに限定されていること等を論拠に挙げ、2013年3月19日の破棄院判決とは異なる結論を導いた。この結果、2014年6月25日に再び破棄院で下された判決においても、解雇処分を適法としたパリ控訴院の2013年11月27日の判決が支持され⁸⁴、公費としての補助金の交付を受ける私立施設でも、中立性の要請の原則が認められる場合には、職員等の宗教的標章等の着用が制限されうとの判断が示されることとなった。

なお、この判決後には、企業の内規に宗教的中立性の原則を定めることを可能とする2016年8月8日の法律⁸⁵によって、他者の自由及び基本権の行使や企業の運営の必要性から労働者に中立性を求め、その意思表示

を制限する内規を定めることができるとする労働法典（Code du Travail）の改正が行われている（第L.1321-2-1条）⁸⁶。

5－公私二分論にもとづくフランスモデルの展開

5.1－イスラム系私立学校設置の加速化

2004年法の制定以降、フランスではサルコジ政権下で選択的移民政策及び2010年ブルカ禁止法の制定といったフランス社会への「統合」を求める政策が推し進められてきた。2010年ブルカ禁止法の合憲性を審査した憲法院は、新たな「公序」の概念から同法を合憲と判断し、ヨーロッパ人権裁判所はフランス社会における他者との「共生」の観点からヨーロッパ人権条約との適合性を認める判断を下した。こうした「統合」政策を追認する法的判断が積み重ねられる中で、イスラム団体は独自の私立学校を設立し、当該学校に対して教育法典の私学助成規定にもとづいて公費助成を求める動きを加速させている⁸⁷。

国際関係学者の松井真之介氏によれば、その動きは2010年を契機として顕在化しており⁸⁸、筆者が行ったイスラム学校代表者への聞き取り調査においても同様の動向を聴取している⁸⁹。松井氏の調査では、フランス本土におけるイスラム系私立学校の設置はフランス北部のオーベルヴィリエ（Aubervilliers）市にあるコレージュ・ラ・レユシット（collège la réussite）が2001年9月に開校したことが始まりであり⁹⁰、次いでリール市にリセ・アヴェロス（Lycée Averroès）が開校し、2016年11月23日現在で68校のイスラム系私立学校が存在しているとする。また、これとは別に、筆者がリセ・アヴェロスで行った聞き取り調査及び入手した資料によれば、フランス国内に設置されているイスラム系の私立学校（小学校、コレージュ及びリセ）は2016年3月現在で55校（小学校33校、コレージュ14校、リセ8校）であり、うち、小学校1校（マルセイユ）、リセ1校（リール）がより高い公立学校への準拠が求められる協同契約（Contrat d'association）（教育法典第L.442-5条）を締結して（政府からの補助金を受けて）運営がなされている。

また、この他にも、協同契約の締結を最終的な目標としつつ、公立学校への準拠度も補助金の交付額も低い単純契約（Contrat simple）（同第L.442-12条）を締結している学校がコレージュ3校（マルセイユ、リヨン、モンティニー・ル・ブルトンヌ）、リセ1校（リヨン）あり、その他の非契約校も、協同契約の締結を目指すとともに、新たな学校の設置が進められている。

5.2-イスラム系私立学校に対する私学助成の「統合」と「分離」の側面

上記のイスラム系私立学校の設立及び運営に関しては以下の2点がとりわけ注目される。

1つは、イスラム系私立学校の多くが補助金の交付を受けた運営を目指し、私学助成規定にもとづく国家 (État) との私学助成契約の締結を目指しているという点である。協同契約を締結する場合には、国家が定める「公立学校の教育課程と規則 (les règles et programmes de l'enseignement public)」にしたがって教育を実施し、学校を運営することが求められる。この協同契約を締結した場合、教師の人件費は社会保険料を含め政府が負担し、学校の運営に関する補助金を受けることができるとともに、教員以外の職員雇用費の一部も政府と地方自治体が負担することとなる。これに対し、単純契約の場合は、当該学校の全部又は一部の授業のみに関して契約を締結することが可能であり、教師の所持する免許・資格や公立学校教員の給与を考慮したうえで人件費を国家が負担し、国家の教育及び財政上の監督を受ける。したがって、多くのイスラム系私立学校が協同契約の締結を目指していることは、教育内容や学校の運営等に関して公立学校に準拠する構えがあることを意味するものといえる。

注目すべき2つめの点は、協同契約を締結した私立学校においても、児童生徒の宗教的自由の保障として女子生徒及び女性の教職員のスカーフ着用が容認されている点である (図 (写真) 2 参照)⁹¹。教育法典における私立学校に関する規定では、当該私立学校の「固有の性格 (caractère propre)」を維持しつつ、児童生徒の「良心の自由を保障する (le respect total de la liberté de conscience)」(教育法典第 L.442-1条) 原則が掲げられており、公立学校に準拠する運営と教育が求められる協同契約及び単純契約の締結校においても、スカーフの着用はこの原則にもとづいて容認されている。ここでは2004年法で定められた公教育のライシテの原則の適用の譲歩が認められている点が特筆される。

そして、上記のイスラム系私立学校に対する私学助成には次の2つの側面があるものと考えられる。1つは、教育課程や学校運営を公立学校に準拠させて補助金を交付することで、当該イスラム系私立学校を政府の監督に服せしめる側面である。これは教育行財政制度を介した「統合」の側面といえるだろう。他方、2つには、2004年法の制定過程で議論された公私二分論の表出という側面である。公教育のライシテの原則が譲歩し、スカーフの着用が許容されるのは、あくまで私立学校に限ることを明確にすることは、翻って、スカーフの着用というイスラム教徒の宗教的自由は私的領域でのみ保障さ



図 (写真) 2

(筆者撮影。教職員及び女子生徒の多くがスカーフを着用している。)

れるという2004年法の法理と符合するものである。この点は前者に対する「分離」の側面と見ることができ

る。イスラム学校急増の現象は、フランス社会における「統合」と「分離」の2つの局面を端的に表す事例といえるであろう。

6-むすびにかえて

2004年法の制定以降のフランスの移民教育についての本稿での考察は以下の2点に要約することができる。

1つは、2004年法の合憲性及びヨーロッパ人権条約との適合性の問題である。トルコにおけるスカーフの着用問題に関して判断された2004年6月29日のヨーロッパ人権裁判所の判決では、ライシテの歴史と宗教的標章の着用の意義を当該国家の文脈において検討するという判断が示されたことで、その後の2004年法に関連するフランスの法解釈に大きな影響を与えた。加えて、サルコジ政権での移民政策、とりわけ2010年ブルカ禁止法に関する憲法院とヨーロッパ人権裁判所の判決の法理は、公立学校で宗教的標章の着用を禁じる2004年法の法的正統性をも間接的かつ堅固に認めるものであったと評することができる。というのも、2010年ブルカ禁止法の合憲性審査を行った憲法院は、事前に示されたコンセイユ・デタの公序概念を援用し、無形で抽象的な公序を脅かす存在を人権制約の根拠として認めているからである。2004年のヨーロッパ人権裁判所の判決もまた、ライシテをその国の文脈で自由と平等を保障するための原則として位置づけた点からして、2004年法の法的正統性を補完することとなった。

2つには、そうした動向の下で、イスラム系移民は独自の私立学校を設立・運営し、当該学校への公費助成を求める運動を加速させているという現実がある。公立学

校へのより強い準拠が求められる協同契約を締結しているイスラム学校においても、フランスの私学助成法の原則である私立学校の「固有の性格」としてスカーフの着用は容認されており、協同契約又は単純契約を締結するイスラム学校の実数は2010年以降急増している。この点は、私学助成という教育行財政制度を通じたイスラム系移民の「統合」の側面として見るることができるものの、彼ら彼女らを私立学校という私的領域へと追いやる「分離」政策として見立てられることも見過ごすことはできない。

しかしながら、こうしたイスラム学校に対する公費助成を通じた教育行財政の構図は、憲法学者の樋口陽一氏が指摘する「非西欧は認めるが反西欧は認めない」というフランス社会の姿勢⁹²を端的に示すもののようにも思われる。すなわち、公費助成を受けるための協同契約又は単純契約を締結する際には、教育内容を公立学校に準拠させるなど、「共和国の学校」に準じる教育及び制度上の制約が課せられることになる。国家との契約の下にある私立学校では、スカーフの着用を容認する一方、教育法典に規定された「共和国の価値 (les valeurs de la République)」の共有化原則等のフランスの教育原理は貫徹されることになり、その構図は「非西欧」的価値との調整と見ることもできる。

法律中心主義を伝統とするフランスにおいて1970年代以降の憲法院の違憲審査機能の活性化や2008年の憲法改正による違憲立法審査手続きの拡充、そして近年の国際人権保障の動向の中でも、2004年法及び2010年ブルカ禁止法はフランスにおけるライシテと諸自由の保障という「憲法的伝統」の下で、その法的正統性が承認されてきた。こうした動向の中で、フランス社会における多文化共生をどのように構想できるのかが改めて問われている。

※ 本稿は2019–2021年度科研費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）（課題番号：19K01309）による研究成果の一部である。

¹ Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics, *Journal officiel* n° 65 du 17 mars 2004, p.5190.

² See Circulaire n° 9-74 du 5 juillet 1974 relative à l'arrêt provisoire de l'introduction de travailleurs étrangers. この通達の原文は以下のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）（<https://francearchives.fr/facomponent/ef1cded7e7e004396dd516b8b188d36029dfca71>）。

³ 1960年代から1970年代にかけてのアルジェリア移民のフランスへの定住化の分析を行ったサヤドは、当初は一時的な労働者として渡航したアルジェリア移民がフランスに定住化した背景として、フランスの移民手続き制度がそれを支援した側面があったことを指摘する（See Abdelmalek Sayad, *Les trois "âges" de l'émigration algérienne en France, Actes de la recherche en sciences sociales*, n° 15, Broché, 1977, pp.59-79.）。

⁴ フランスの初等中等教育制度は、幼稚園 (école maternelle : 3歳から就学可能 (一部2歳から就学可能な場合もある))、小学校 (école élémentaire : 6歳から5年制)、コレージュ (collège : 4年制) 及びリセ (lycée : 3年制) からなり、義務教育は3歳から16歳までの間と規定されている (教育法典第L.131-1条)。原則として幼稚園入園からリセの1年までが義務教育期間ということになるが、フランスの学校教育には落第制度があるため、年齢と学年が必ずしも対応しているわけではない。この義務教育期間については、2019年9月の新学期より3歳から5歳までの3年間の幼稚園就学期間についても義務教育とする法改正が施行された。

⁵ 女子生徒が着用した頭部を覆うヴェールについて、これを「チャドル」とみなし、この事件を「チャドル事件」と呼ぶこともある (例えば、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、1994年) 114頁等)。しかし、「チャドル」とは顔または体全体を覆う黒地のヴェールのことであり、この事件で問題となったヴェールは、厳密には頭に被るヴェールを意味する「ヒジャブ (またはヘジャブ)」に相当するものであるという指摘もある (小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998年) 218頁)。フランスの判例および2004年法においては、これらの宗教的用語を用いず「スカーフ (foulard)」という用語が使用されており、本稿でも「スカーフ」という用語を用いる。

⁶ コンセイユ・デタはフランスの行政最高裁判所であり、内閣法制局の機能を併有する行政機関である。日本の内閣法制局はフランスのコンセイユ・デタをモデルとして制度設計がなされたものと指摘されている (この点、飛田清隆「明治国家体制における行政訴訟制度の成立過程に関する体系的考察」『法制史研究第57号』(2007年) 145-150頁、岡田信弘＝コリーヌ・リュキアンズ＝ヴィルジニー・レスティ＝河嶋春菜「フランス憲法院の『原像』と『現像』：憲法院関係者の『証言』」『北海学園大学法学研究第54巻第4号』(2019年) 117頁 (岡田氏発言) 参照)。

⁷ 1990年代のイスラム・スカーフ問題に関するコンセイユ・デタの判例については、小泉・前掲注5『政教分離と宗教的自由』201-210頁参照。

⁸ See Anne-Sophie Lamine, *Les foulards et la République, Nouvelles figures de la guerre, Revue des sciences sociales*,

- n° 35, 2006, p.156.
- ⁹ 1990年代から2003年までの間にスカーフ問題が沈静化したことは社会学者の森千香子氏による当時のメディア分析研究の観点からも明らかにされている。森氏によれば、スカーフ問題の調停を担当する国民教育省の案件数は「1994年の300件から2003年には150件に半減している」と報告されている（森千香子「フランスの『スカーフ禁止法』論争が提起する問い『ムスリム女性抑圧』批判をめぐる」内藤正典＝阪口正二郎編著『神の法 vs. 人の法 スカーフ論争から見る西欧とイスラームの断層』（日本評論社、2007年）158-159頁）。
- ¹⁰ フランスにおけるイスラム女性のスカーフの着用をめぐる問題は、第五共和制の成立以降、フランス社会への「統合」をめぐる象徴的意味合いを有していたという指摘がある。歴史学者のマシュー・コネリー（Matthew Connelly）は、アルジェリア独立戦争の過程において、スカーフを脱ぐという行為はアルジェリアの独立に反対する立場の人々が女性の権利の確立やイスラムからの「解放」を掲げて当時の集会等で行っていた象徴的な行為であったと指摘する。「ヴェールを脱ぐ（in the falling veil）」という行為が、当時からイスラム女性の「解放」を意味する象徴的行為として位置づけられていたという指摘は本稿の考察を進めるうえでも実に興味深い（Matthew Connelly, *A Diplomatic Revolution: Algeria's Fight for Independence and the Origins of the Post-Cold War Era*, Oxford University Press, 2002, pp.216-217.）。
- ¹¹ スタジ報告書については、以下のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）。（<https://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/034000725.pdf>）
- ¹² 「これ見よがし」（ostensiblement）の訳出は小泉洋一『政教分離の法 フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』（法律文化社、2005年）82頁を参照したものである。
- ¹³ この点、同上書94頁参照。
- ¹⁴ 法案の審議過程につき、元老院のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）（<http://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl03-209.html>）。
- ¹⁵ E.g. Françoise Gaspart, Femmes, foulards et République, Charlotte Nordmann (dir.), *Le foulard islamique en question*, Editions Amsterdam, 2004, pp.72-73.
- ¹⁶ 2004年法の審議過程において同法で禁止される宗教的標章の着用の程度を「これ見よがし（ostensiblement）」なものとするか、より対象を広げるかの議論の際、対象を広げた場合にヨーロッパ人権条約第9条との適合性が問題となる旨が指摘され、その結果として「これ見よがしな」宗教的標章の着用が禁止されることになった。この点は2004年1月28日の国民議会（下院）における審議の議事録に記載されている。以下の国民議会のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）（<http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r1382.asp>）。
- ¹⁷ CEDH, Quatrième section, Arrêt 29 juin 2004, Affaire Leyla Şahin c. Turquie. (No. 44774/98) 判決文は以下のヨーロッパ人権裁判所のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）（<http://hudoc.echr.coe.int/eng/?i=001-66422>）
- ¹⁸ 2004年法の施行以降、フランスにおいて公立学校におけるスカーフの着用をめぐる紛争も大幅に減少したと報告されている。公法学者のベルナル・トゥールモンド（Bernard Toulemonde）によれば、2004年法施行後の同年9月の新学期の段階で、生徒らとの対話後もなおスカーフ等の宗教的標章の着用が問題となった事案は240件であり、そのうち143件が法律に従うことを拒否して私立学校等に転校するため退学を選び、実際に訴訟へと移ったのは28件であった（See Bernard Toulemonde, *Le port de signes d'appartenance religieuse à l'école : la fin des interrogations ?*, *Actualité juridique droit administratif*, 2005, p.2044.）。
- ¹⁹ この点に関しては、橋本一雄「フランスにおける移民教育—スカーフ禁止法制定以降の統合と分離をめぐるその二面性—」『フランス教育学会紀要第31号』（2019年）75-84頁を併せて参照されたい。
- ²⁰ フランス憲法院の違憲審査機能は第五共和制下で段階的に拡充されてきた。憲法院が法律の合憲性審査を実施するようになったのは、1971年1月16日の結社の自由判決（Conseil Constitutionnel, Décision n° 71-44 DC du 16 juillet 1971, *Journal officiel* du 18 juillet 1971, p.7114.）が初めてであり、当該判決以降、憲法院による違憲審査が積極的に行われるようになる。1985年1月25日のニューカレドニア緊急事態法判決（Conseil Constitutionnel, Décision n° 85-187 DC du 25 janvier 1985, *Journal officiel* du 26 janvier 1985, p.1137.）以降は、一定の受理要件はあるものの、大統領が審議した後の法律であっても違憲審査手続きが認められている。
- ²¹ 中村義孝「フランス憲法院の改革」『立命館法学第342号』（2012年）807-809頁参照。アンシャン・レジーム期に絶大な権限を有した司法機関たる高等法院（Parlement）への不信から、フランス革命以降の150年程の間、フランスには違憲立法審査機関が存在しなかった。
- ²² Loi constitutionnelle n° 74-904 du 29 octobre 1974, *Journal officiel* du 19 octobre 1974, p.10723.
- ²³ なお、現行の第五共和制憲法においても第61条第2項で同様に規定されている（条文についてはフランス憲法院のサイトを参照）。（条文番号等の最終閲覧日は2019年9月8日）（<https://www.conseil-constitutionnel.fr/la-constitution>）。
- ²⁴ Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République (1), *Journal officiel* n° 0171 du 24 juillet 2008, p.11890.

- ²⁵ 1971年の結社の自由判決以降、憲法院の判断が積極化する中で、国民が直接法律の合憲性審査を請求する権限を有しないことはすでに1990年代から問題とされてきた事柄であった。1993年には第2次コアビタシオンの下で首相のエドアール・バラデュール (Édouard Balladur) (社会党) が国民への提訴権の拡大を図る憲法改正案を提出しているものの、この提案は元老院の反対によって廃案となっている (当時の元老院の見解は、以下の元老院のサイトで閲覧することができる) (最終閲覧日: 2019年9月8日) (https://www.senat.fr/evenement/revision/revision_constitution.html#c1993)。
- ²⁶ 破棄院は民事・刑事を扱う司法裁判系統の最高裁判所であり、行政裁判系統の最高裁判所となるコンセイユ・デタとは異なる裁判系統に属している。フランスの裁判機関の概要については、中村・前掲注21「フランス憲法院の改革」807-808頁参照。
- ²⁷ 改正の経緯につき、池田晴奈「事後的・具体的規範統制と基本権保障」辻村みよ子編集代表『講座 政治・社会の変動と憲法—フランス憲法からの展望 第Ⅱ巻 社会変動と人権の現代的保障』(信山社、2017年) 284-287頁参照。
- ²⁸ Loi organique n° 2009-1523 du 10 décembre 2009 relative à l'application de l'article 61-1 de la Constitution (1), *Journal officiel* n° 0287 du 11 décembre 2009, p.21379.
- ²⁹ Loi n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public, *Journal officiel* n° 0237 du 12 octobre 2010, p.18344.
- ³⁰ Conseil Constitutionnel, Décision n° 2010-613 DC du 7 octobre 2010, *Journal officiel* du 12 octobre 2010, texte n° 2, p.18345.
- ³¹ 小泉洋一「国際人権保障と政教関係—ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則—」『甲南法学第47巻第4号』(2007年) 577-605頁参照。
- ³² 事実認定については、CEDH, Quatrième section, Arrêt 29 juin 2004, *Affaire Leyla Şahin c. Turquie* (No. 44774/98) 及び CEDH, Grande Chambre, Arrêt 10 novembre 2005, *Affaire Leyla Şahin c. Turquie* (No. 44774/98) を参照。判決文は以下のヨーロッパ人権裁判所のサイトを参照 (最終閲覧日: 2019年9月8日) (2004年6月29日判決: <http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-66422>) (2005年11月10日大法廷判決: <http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-70954>)。訴訟に際しては原告を匿名とすることも認められているが、本件において原告は氏名を公表したため、原告の名前を冠して当該判決は「レイラ・シャヒン判決」などと呼ばれている。
- ³³ トルコもフランス同様に行政訴訟は独立した訴訟系統を有しており、行政最高裁判所たる *Danıştay* は「国家評議会」と記される (例えば、小泉・前掲注31「国際人権保障と政教関係—ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則—」594頁等参照)。
- ³⁴ 訴訟手続きについては、ヨーロッパ人権裁判所のサイトで公開されている『ヨーロッパ人権裁判所 人権裁判所の50の質問』(2014年) (日本語版) 4頁参照。(最終閲覧日: 2019年9月8日) (https://www.echr.coe.int/Documents/50Questions_JPN.pdf)
- ³⁵ 小泉・前掲注31「国際人権保障と政教関係—ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則—」55-58頁
- ³⁶ Conseil Constitutionnel, Décision n° 2004-505 DC du 19 novembre 2004, *Journal officiel* du 24 novembre 2004, p.19885.
- ³⁷ 判決文の原文を参照のうえ、該当部分の翻訳は小泉・前掲注31「国際人権保障と政教関係—ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則—」49-50頁を参考とした。() は筆者が補充した訳出及び原語である。
- ³⁸ Christine Maugué, *Traité établissant une constitution pour l'Europe et les juridictions constitutionnelles*, *Revue française de droit administrative*, 2005, p.32.
- ³⁹ Toulemonde, *supra note* 18, p.2044.
- ⁴⁰ Circulaire du 18 mai 2004 relative à mise en oeuvre de la loi n° 2004-228 du 15 mars 2004, *Journal officiel* du 22 mai 2004, p.9033.
- ⁴¹ Conseil d'État, 8 octobre 2004, *Revue française de droit administrative*, 2004, p.977.
- ⁴² Conseil Constitutionnel, *supra note* 36, p.19885.
- ⁴³ *Ibid.* 判決文原文を参照のうえ、翻訳は小泉・前掲注31「国際人権保障と政教関係—ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則—」56-57頁を参考とした。() は筆者による一部原語の併記である。
- ⁴⁴ なお、小泉氏の見立ては、コンセイユ・デタ調査官であったクリスティーヌ・モギュエの指摘を援用するものである (See Maugué, *supra note* 38, p.30.)。
- ⁴⁵ 社会学者の福原宏幸氏は、2005年暴動が、移民の第二世代や第三世代、失業者の多い地区を中心に発生したことを指摘し、フランスの社会統合政策のうち、公教育政策の特徴として次の点を指摘する。すなわち、フランス流の普遍主義に馴染もうとしない者に対しては非常に抑圧的な側面があり、移民の子孫は民族性とフランス公教育の間でアイデンティティの喪失に追い込まれ教育現場の中で脱落していく傾向が生まれた結果、学業不振と社会的上昇を果たせなくなること、そして、移民の子孫は40%を越える失業率を抱えるようになった結果として地域の中での拠り所として集団をつくり、無為に暮らすことになるという指摘である (福原宏幸「若者の雇用と社会的排除—フランスの若者暴動が問うもの—」『ヒューマンライツ第223号』(2006年) 32-39頁)。

⁴⁶ Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration, *Journal officiel* n° 170 du 25 juillet 2006, p.11047.

⁴⁷ 2006年移民法の概要について、野村佳世「『サン・パピエ』と『選別移民法』にみる選別・排除・同化」宮島喬編『移民の社会的統合と排除 問われるフランス的平等』（東京大学出版会、2009年）194-199頁参照。

⁴⁸ 同上論文195-196頁

⁴⁹ Loi n° 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile, *Journal officiel* n° 270 du 21 novembre 2007, p.18993.

⁵⁰ 同法ではフランスに滞在する親が子を呼び寄せる際には必要に応じてDNA鑑定を行うこと等が規定されている。オルトフ法の概要については、鈴木尊紘「フランスにおける2007年移民法—フランス語習得義務からDNA鑑定まで—」『外国の立法 No.237』（2008年）17-20頁参照。

⁵¹ 同上論文4頁

⁵² この調査団の構成と国民議会に提出した2010年1月26日付報告書（André Gerin et al., *Rapport d'information fait au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national*, Assemblée nationale, n° 2262, 2010.）は以下の国民議会のサイトで閲覧することができる（最終閲覧日：2019年9月8日）（http://www.assemblee-nationale.fr/13/dossiers/voile_integral.asp#ETAPE255661）。国民議会における調査団の設置から報告までの経緯につき、村田尚紀「公共空間におけるマイノリティの自由—いわゆるブルカ禁止法をめぐる—」『関西大学法学論集第60巻第6号』（2011年）21-50頁を併せて参照。

⁵³ *Ibid.*, p.26.（※国民議会のサイトで公表されている報告書より転載）

⁵⁴ 訳出にあたっては、村田・前掲注52「公共空間におけるマイノリティの自由—いわゆるブルカ禁止法をめぐる—」22-23頁参照。

⁵⁵ この法律の名称は、「公共空間において顔を隠すことを禁止する2010年10月11日の法律第2010-1192号（Loi n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public）」である。

⁵⁶ 「憲法ブロック」とは、1971年7月16日の「結社の自由」判決以降、フランスの憲法院が基本的人権を保障するために法律の合憲性を審査する過程で承認されてきた1789年人権宣言および1946年第四共和制憲法前文等を中心とする人権保障の規範である。

⁵⁷ 法案成立時の国民議会及び元老院のホームページに掲載されている以下の議事録を参照（最終閲覧日：2019年9月8日）（国民議会：<http://www.assemblee-nationale.fr/13/cri/2009-2010-extra/20101016.asp>）（元老院：<https://www.senat.fr/seances/s201009/s201009.html>）。

最終的に可決された元老院では賛成246、反対1（採決に不参加95）、先に議決された国民議会においては賛成335、反対1、棄権3（採決に不参加238）であった。

⁵⁸ 2010年ブルカ禁止法の施行（施行日は2011年4月11日）にあたってフランソワ・フィヨン（François Fillon）首相が2011年3月2日に発出した禁止対象の具体例等を示す通達においては、同法で禁止されるフルフェイスのヴェール（voiles intégraux）の例示としてブルカ（burqa）とニカブ（niqab）のみが挙げられている（See Circulaire du 2 mars 2011 relative à la mise en œuvre de la loi n° 2010-1192 du 11 octobre 2010 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public, *Journal officiel* n° 0052 du 3 mars 2011, p.4128.）。

⁵⁹ この点は、村田・前掲注52「公共空間におけるマイノリティの自由—いわゆるブルカ禁止法をめぐる—」21-22頁参照。

⁶⁰ Conseil Constitutionnel, *supra note 30*, p.18345.

⁶¹ 日本の憲法学においても、人権保障の限界に関し個別の条文に規定された「公共の福祉」の解釈をめぐる学説上の争いがある。1つは内在的制約説であり、日本国憲法第22条と第29条のように、個別に「公共の福祉」による制約を認めている場合に限り人権は制限されるもので、第12条及び第13条で規定された「公共の福祉」規定をプログラム規定として解釈し、第22条と第29条以外の人権については他の人権との衝突を回避する内在的制約にのみ服すると考える説である（法学協会編『註解 日本国憲法（上）』（1953年、有斐閣）294頁）。いま1つは公共の福祉説であり、幸福追求権を規定した憲法第13条が包括的人権保障の根拠となる条文と解されることから、当該条文で規定された「公共の福祉」をプログラム規定と解釈するには無理があり、総則的な規定である第12条及び第13条で規定された「公共の福祉」規定にもとづき、必要最小限度の規制が肯定されていると解釈する（佐藤幸治『憲法〈第3版〉』（青林書院、1995年）402頁等）。判例は、全農林警職法事件最高裁判決（最高裁判所大法廷昭和48年4月25日判決、最高裁判所刑事判例集第27巻第4号547頁）において公共の福祉説を採用しており、学説もまた公共の福祉説を通説としている（野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法I 第5版』（有斐閣、2012年）256-261頁（中村氏執筆）参照）。

⁶² Conseil d'État, Etude relative aux possibilités juridiques d'interdiction du port du voile intégral, *Rapport adopté par l'assemblée générale plénière du Conseil d'État le jeudi 25 mars 2010*. このコンセイユ・デタの報告書については以下のサイトで閲覧することができる（最終閲覧日：2019年9月8日）（<https://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/>

storage/rapports-publics/104000146.pdf)。

⁶³ *Ibid.*, pp.17-18, 44-45.

⁶⁴ 中島宏「『共和国の拒否』—フランスにおけるブルカ着用禁止の試み—」『一橋法学 第9巻第3号』(2010年) 142-146頁

⁶⁵ Conseil d'État, *supra note 62*, pp.26-27.

⁶⁶ 中島宏「フランスにおける宗教的着衣規制立法に関する覚書」辻村・前掲注27『講座 政治・社会の変動と憲法—フランス憲法からの展望 第Ⅱ巻 社会変動と人権の現代的保障』221頁を併せて参照。

⁶⁷ See Conseil d'État, *supra note 62*, p.8.

⁶⁸ *Ibid.*, p.29.

⁶⁹ 原典は以下の憲法院のサイトを参照 (<https://www.conseil-constitutionnel.fr/la-constitution>) (最終閲覧日: 2019年9月8日)。翻訳は、初宿正典=辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』(三省堂、2017年) 280頁参照。

⁷⁰ なお、本件合憲判決には顔を隠すことの禁止が公共的な礼拝の場 (les lieux de culte ouverts au public) における宗教的自由の行使の制限となる場合には1789年の人及び市民の権利宣言第10条に反することになるとの留保がつけられている。

⁷¹ Bertrand Mathieu, La validation par le Conseil constitutionnel de la loi sur "le voile intégral". La reconnaissance implicite d'un ordre public "immatériel", *La Semaine Juridique*, n° 42, 2010, pp.1930-1932.

⁷² なお、憲法学者の村田尚紀氏はデモ等においてブルカやニカブの着用を禁止する法令はすでに存在しており、ブルカやニカブの着用が女性の自由を奪うとする判断も是認できないとして憲法院の判断に疑義を呈する(村田・前掲注52「公共空間におけるマイノリティの自由—いわゆるブルカ禁止法をめぐる—」47-50頁)。

⁷³ ヨーロッパ人権条約の条文は、ヨーロッパ人権裁判所 (CEDH) の以下のサイトを参照 (最終閲覧日: 2019年9月8日) (仏語版: https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_FRA.pdf)

(英語版: https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf)

(日本語版: https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf)。以下、条約の訳出はCEDHの日本語版にもとづいている。

⁷⁴ CEDH, Grande Chambre, Arrêt 1 juillet 2014, Affaire S.A.S. c. FRANCE (No. 43835/11) における判決文として、ヨーロッパ人権裁判所の以下のサイトを参照 (最終閲覧日: 2019年9月8日) (<http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-145240>)。また、この判決の解説として、中島・前掲注66「フランスにおける宗教的着衣規制立法に関する覚書」224-230頁、馬場里美「判例紹介 ブルカ禁止法

と宗教の自由: S.A.S 対フランス事件 [ヨーロッパ人権裁判所 (大法廷) 2014.7.1判決] 『国際人権第26号』(2015年) 122-124頁、Baptiste Bonnet, La Cour EDH et l'interdiction de la dissimulation du visage dans l'espace public, *La Semaine Juridique - Édition Générale (J.C.P.)*, n° 29, 2014, pp.1425-1428. 参照。

⁷⁵ なお、フランス政府は、女性のみが着用するブルカやニカブは公的空間における女性の個性の表出を妨げている(男女平等原則の尊重に反する)とし、2010年法の目的は条約で規定された「他の者の権利および自由の保護」の目的を有しているとも主張したものの、当該の主張は斥けられている(同 § 120)。

⁷⁶ 条約第10条及び第14条との適合性に関しては、2010年法が条約第8条及び第9条に違反しないと解されることを理由として、第10条及び第14条にも違反しないと判断が示されている(同 § 162-163)。

⁷⁷ この事件に関する裁判の詳細な経過については、中島宏「フランスにおける Baby Loup 事件についての予備的素描」『山形大学法政論叢第60・61号』(2014年) 129-152頁参照。

⁷⁸ Cour de Cassation, Assemblée plénière, Arrêt n° 612 du 25 juin 2014 (13-28.369). 当該破棄院の判決につき以下のレジフランスのサイトを参照 (最終閲覧日: 2019年9月8日) (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?idTexte=JURITEXT000029153791>)

⁷⁹ フランスの学校教育制度において乳幼児教育は3歳からの幼稚園 (école maternelle) への就学が圧倒的多数を占めるが、3歳未満の保育施設として保育所 (crèche) があり、また6歳未満の乳幼児を一時的に預かる託児所 (halte-garderie) もある。本件で問題となった Baby Loup はこの双方の機能を有した私立の保育施設である(本件の第2審判決であるヴェルサイユ控訴院の2011年10月27日判決における事実認定 (Cour d'appel de Versailles, Arrêt n° 10/05642 du 27 octobre 2011.)). 判決文の原文は以下の Barreau de Chambéry のサイトを参照 (http://www.barreau-chambery.fr/fichiers_formation/droitsetlibertsfondamentauxformation300312-1335337984.pdf)。(最終閲覧日: 2019年9月8日)

⁸⁰ なお、本稿では一連の裁判で争われた労働法典 (Code du Travail) 上の個別の論点には言及しない。この点は、Patrice Adam, Affaire "Baby-Loup": vues du sommet, *Revue de droit du travail*, n° 10, 2014, pp.607-613. 等を参照されたい。

⁸¹ Cour de Cassation Chambre sociale, Arrêt n° 536 du 19 mars 2013 (11-28.845)、判決文は以下の破棄院のサイトを参照 (最終閲覧日: 2019年9月8日)。(https://www.courdecassation.fr/jurisprudence_2/chambre_

sociale_576/536_19_25762.html)。

⁸² フランスの司法裁判系統の最高裁判所たる破棄院は法律審を任務とする機関であり、事件そのものを裁く機関としての性格を伝統的に有していない。したがって、破棄院が原判決を破棄した場合、当該の事件は原審級の裁判所に移送されることが原則となっている（滝沢正『フランス法 第5版』（三省堂、2018年）194-197頁等参照）。

⁸³ Cour d'appel de Paris, Arrêt n° S 13/02981 du 27 novembre 2013. 当該の判決文は eurel の以下のサイトを参照（最終閲覧日：2019年9月8日）(<http://www.eurel.info/IMG/pdf/ca-paris-27-novembre-2013.pdf>)。

⁸⁴ ただし、破棄院は2014年6月25日の確定判決においても、当該保育施設が職員に中立性を求めることができる「信条企業 (une entreprise de conviction)」であるとパリ控訴院が判断した点についてはその誤りを指摘している。

⁸⁵ Loi n° 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels, *Journal officiel* n° 0184 du 9 août 2016, texte n° 3.

⁸⁶ 元老院における法案の審議過程では、同法案が Baby Loup 事件を念頭に置いた場合に法改正が必要である旨の提案理由が説明されている（最終閲覧日：2019年9月8日）（以下の元老院のサイト：https://www.senat.fr/seances/s201606/s20160614/s20160614_mono.html 参照）。

⁸⁷ この点は、橋本一雄「フランスにおける移民政策と子ども育成支援」伊藤良高＝牧田満知子＝立花直樹編著『子どもの豊かな育ちを支えるソーシャル・キャピタル—新時代の関係構築に向けた展望—』（ミネルヴァ書房、2018年）288-292頁を併せて参照されたい。

⁸⁸ 松井真之介「フランスにおけるムスリム学校建設の取り組みとその拡大」『フランス教育学会紀要第29号』（2017年）52頁

⁸⁹ 筆者が2018年3月14日にリール市にある Lycée-Collège Averroès 校において副校長のマクルフ・マメシュ (Makhlouf MAMECHE) 氏に対して行ったインタビュー調査にもとづく。本稿執筆段階においてマメシュ氏はフランスイスラム私立学校連盟 (FNEM: Fédération nationale de l'enseignement privé musulman en France) の会長であり、フランス最大規模のイスラム団体であるイスラム組織連合 (UOIF: Union des organisations islamiques de France) の副会長も務めている。なお、Averroès 校のサイトにおいては同校の設立が公立学校でスカーフの着用を禁じられた女子生徒の救済を目的としたことに沿革を持ち、2003年9月に同校が設立された旨の経緯が説明されている。（最終閲覧日：2019年9月8日）(<https://www.lycee-averroes.com>)。

⁹⁰ 松井・前掲注88「フランスにおけるムスリム学校建設の取り組みとその拡大」51頁

⁹¹ 協同契約を締結しているリセ・アヴェロスでの聞き取り調査時に筆者が撮影した同校の図書室の様子（2018年3月14日撮影）。写真に映っている女性教員の他、多くの女子生徒もスカーフを着用している。

⁹² 樋口陽一『憲法という作為「人」と「市民」の連関と緊張』（岩波書店、2009年）24-30頁